

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年5月21日付け農水第320号-2で行った行政情報不存在決定は妥当ではなく、行政情報不存在決定を取り消せ。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和2年5月14日付けで行った行政情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和2年5月21日付けで行った行政情報不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）について、本件決定を取り消し、行政情報の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成28年3月7日付けの神前地区連合自治会等の地元からの要望書に対して平成28年10月18日付け農水第1144号において、四日市市長名で回答をしているが、「その際に農水振興課がどの様に関係部局に相談し独断ではなく回答したという事が解る全ての協議の会議録及び配布資料等」の開示を請求するものである。
- (2) 実施機関は、本件不存在決定を行ったが、審査請求人と実施機関との「各種協議の中では関係部局（特に都市整備部局）の意見を聞き関係部局の意見を組み込んだ回答文書にしていると何度も発言されている。したがって関係部局に確認した行政情報及び関係部局にその件に関する行政情報があるのが論理的な判断」である。
- (3) よって、本件不存在決定を取り消して、再度行政情報を特定し、関係部局も含めて正しく行政情報を開示するように求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 地元からの要望書に対して、関係部局と協議は行ったものの、審査請求人が開示請求をした文書については、存在しないため、本件不存在決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 開示対象とされた行政情報の適否について

ア 本件開示請求においては、「平成28年3月7日付けの神前地区連合自治会長等の地元からの農業振興地域指定の緩和に関する要望書に対し、平成28年10月18日付け農水第1144号にて四日市市長名で検討結果を報告しているが、その際に農水振興課が関係部局にどのように相談したかが解る全ての協議の会議録及び配布資料等」の開示を求めている。

これに対し、実施機関の担当課である農水振興課は関係部局と協議はしたものの、その協議の際の会議録及び配布資料等は存在しないため、本件不開示決定を行ったとの主張である。

イ 当審査会では事案の審理に際し、実施機関から本件開示請求に関する資料として、上記要望書への回答に関する決裁文書(平成28年10月6日起案の「農業振興地域指定の緩和に関する要望への回答について(伺い)」を件名とする文書)(以下、「本件決裁文書」という。)の提出を受け、その内容及び作成経緯等を実施機関から聞き取りをした。そうしたところ、本件決裁文書には、決裁文書の合議欄に都市整備部及び農業委員会の職員が押印していることが確認でき

た。また、実施機関の説明によれば、決裁文書の合議とは、起案をした部局以外の部局が決裁内容について確認し、承認するものであるとのことであった。

また、四日市市文書管理規程において、「合議を受けた部課長は、直ちに当該事案を検討し、同意、不同意を決定するものとする。」(同規程第22条第2項)、「合議を受けた関係部局長に異議があるときは、主務課長は協議し、調整するものとし、なお、決定しないときは、直ちに上司の指揮を受けるものとする。」(同規程第22条第3項)とされている。

そのため、当審査会としては、この決裁文書の合議の制度に着目し、決裁文書の回議の途中で、実施機関の担当課である農水振興課以外の部局の職員が回答内容を確認し、決裁文書の起案者に修正を求め、実施機関の担当課である農水振興課において協議の上、内容を調整することも想定されることから、決裁文書の合議とは、実質的には回答内容の相談と同視しうるものであると考える。そのため、当審査会では、少なくとも本件決裁文書は審査請求人が求める「協議の会議録及び配布資料等」に該当するものと判断した。

なお、当審査会で調査した限りでは、その他に「協議の会議録及び配布資料等」に該当する文書は見当たらなかった。

ウ よって、本件決裁文書は本件開示請求に対する開示対象文書に該当するものであり、実施機関の本件不存在決定は妥当ではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年1月27日	・ 諮問書受理
令和7年9月22日	・ 審議 (令和7年度第4回審査会合議体)
令和7年12月15日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (令和7年度第5回審査会合議体)
令和8年1月20日	・ 審議 (令和7年度第6回審査会合議体)
令和8年3月2日	・ 審議 (令和7年度第7回審査会合議体)
令和8年3月17日	・ 答申

経緯（参考）

令和2年5月14日 行政情報開示請求
令和2年5月21日 行政情報不存在決定
令和2年8月27日 審査請求
令和2年9月25日 弁明書
令和2年12月1日 反論書